

# 土壤汚染対策制度の 見直しに向けた提案

平成28年5月10日

東京都 環境局

# 本日の説明内容

## I 環境リスクに応じた合理的な土壌汚染対策とするための改善策

- ( I -1) 深度方向の汚染状況を考慮した土壌の搬出
- ( I -2) 自然由来又は埋立由来基準超過土壌の有効利用

## II 確実に土壌汚染対策を実施するための規定の明確化

- ( II -1) 飲用井戸の定義の明確化  
飲用井戸を把握する仕組みの構築
- ( II -2) 届出者による地歴調査の義務化
- ( II -3) 指示措置に対する実施計画、措置完了報告書の提出義務化

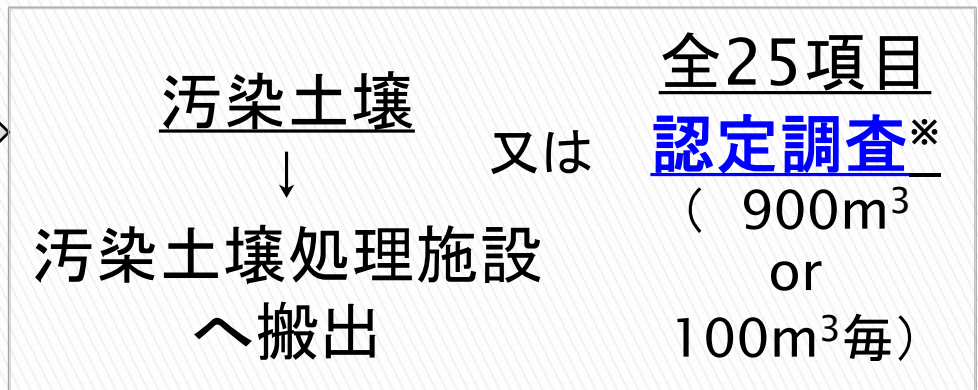
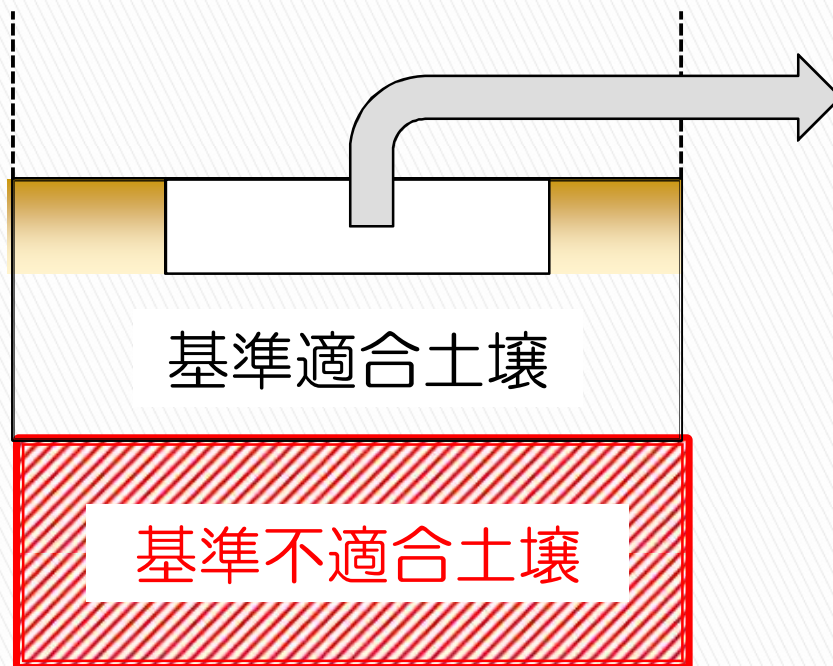
# I 環境リスクに応じた合理的な 土壌汚染対策とするための改善策

# I-1 深度方向の汚染状況を考慮した土壌の搬出

## 【現状・課題】

要措置区域や形質変更時要届出区域  
に指定されている土地

区域外搬出時



詳細調査で基準適合であるが・・・

断面図

# I-1 深度方向の汚染状況を考慮した土壌の搬出

## 【現状・課題】

地歴調査

工場等の有害物質の使用履歴から、汚染のおそれのある項目を絞り込み

土壌汚染状況調査・詳細調査

詳細調査で深度方向の汚染状況を把握

区域指定

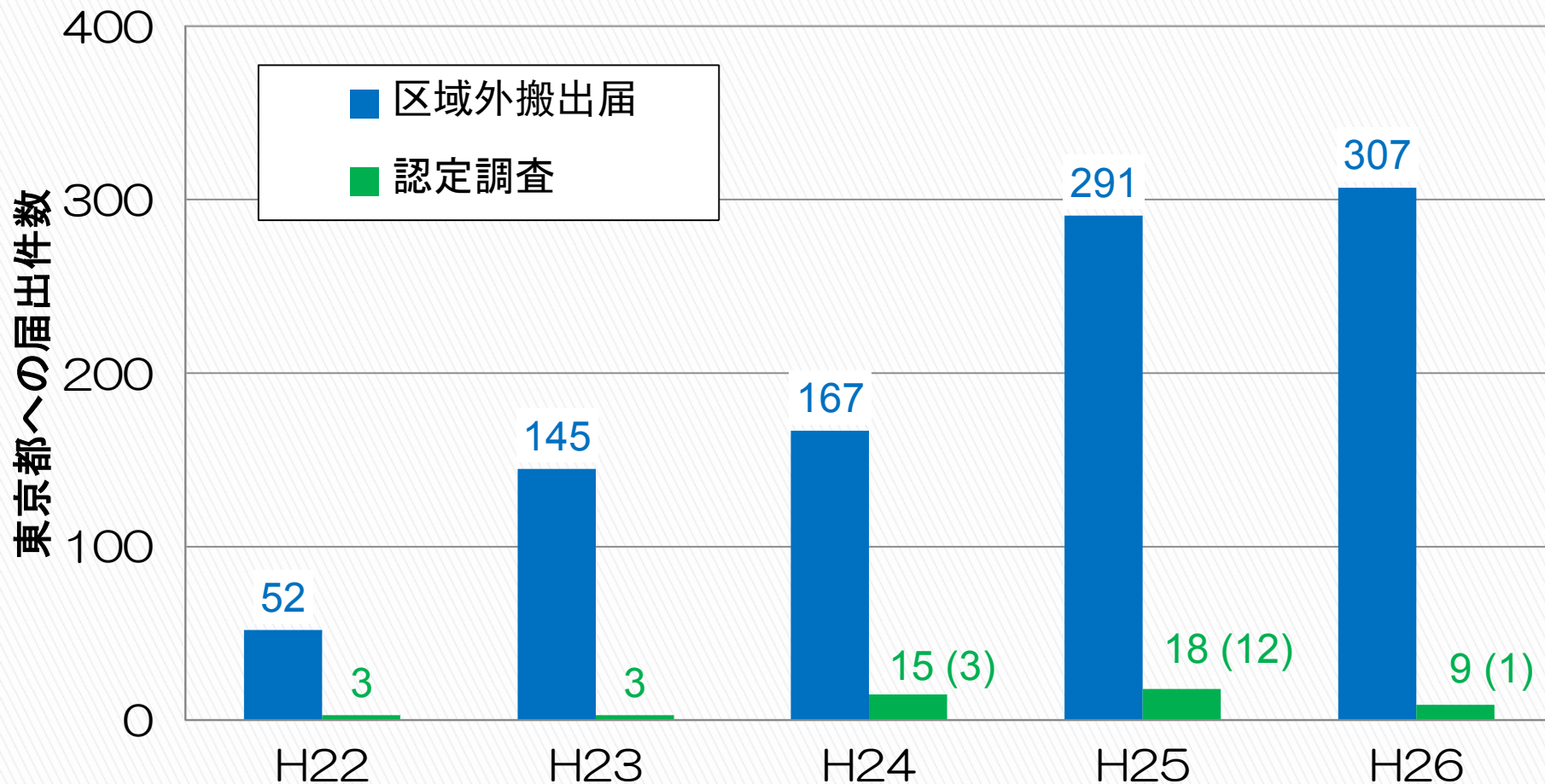
搬出時の認定調査

詳細調査で基準適合が確認された深度も、概ね全項目を調査

地歴調査で汚染のおそれの無かった項目も測定

# 区域外搬出届及び認定調査件数の推移

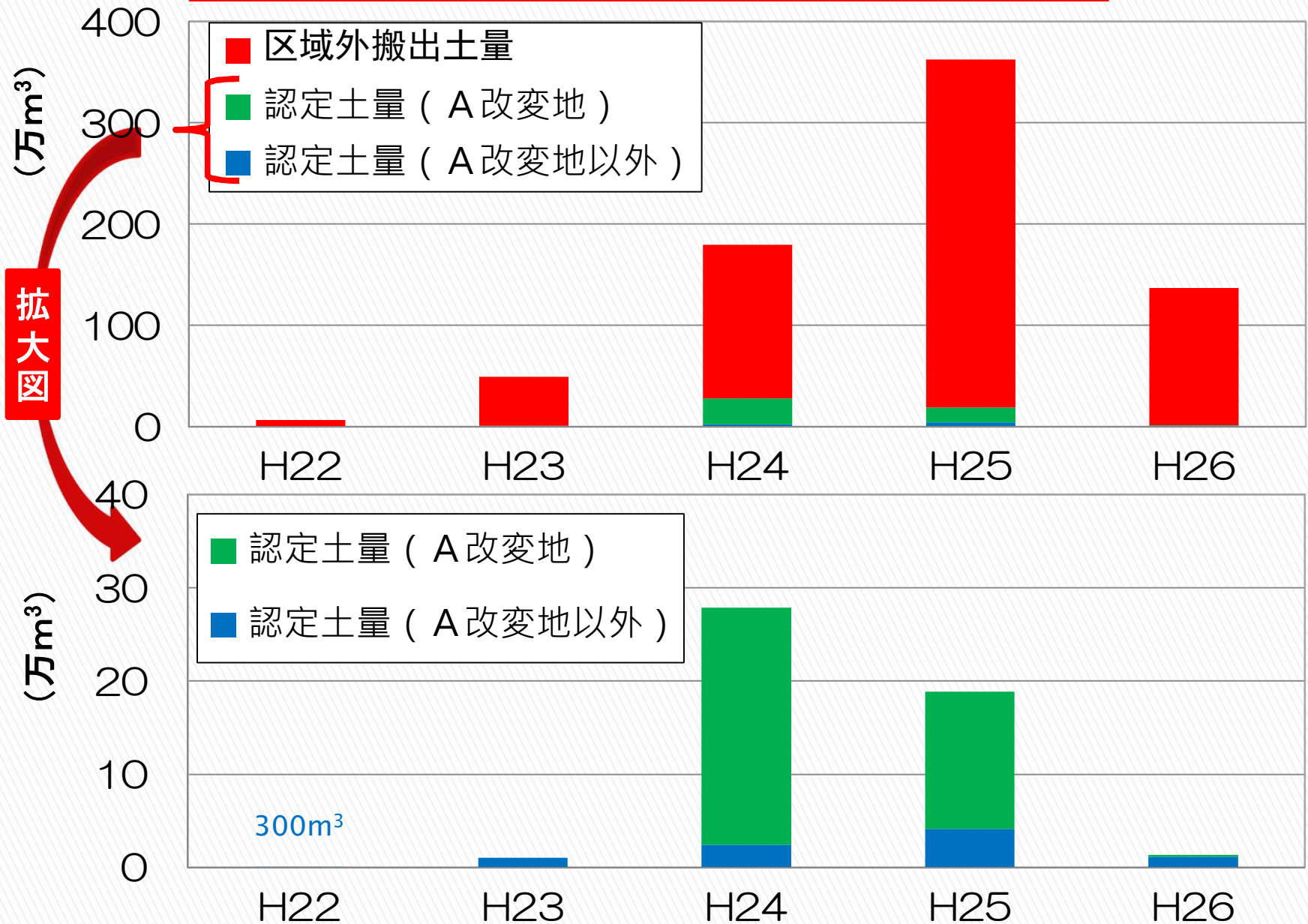
概ね全項目を実施するという厳しい規定のため、実施件数が少ないと考えられる。



※( )内は、A改変地の届出件数

# 区域外搬出届及び認定調査土量の推移

区域外搬出土量のうち、認定調査が占める割合は小さい。

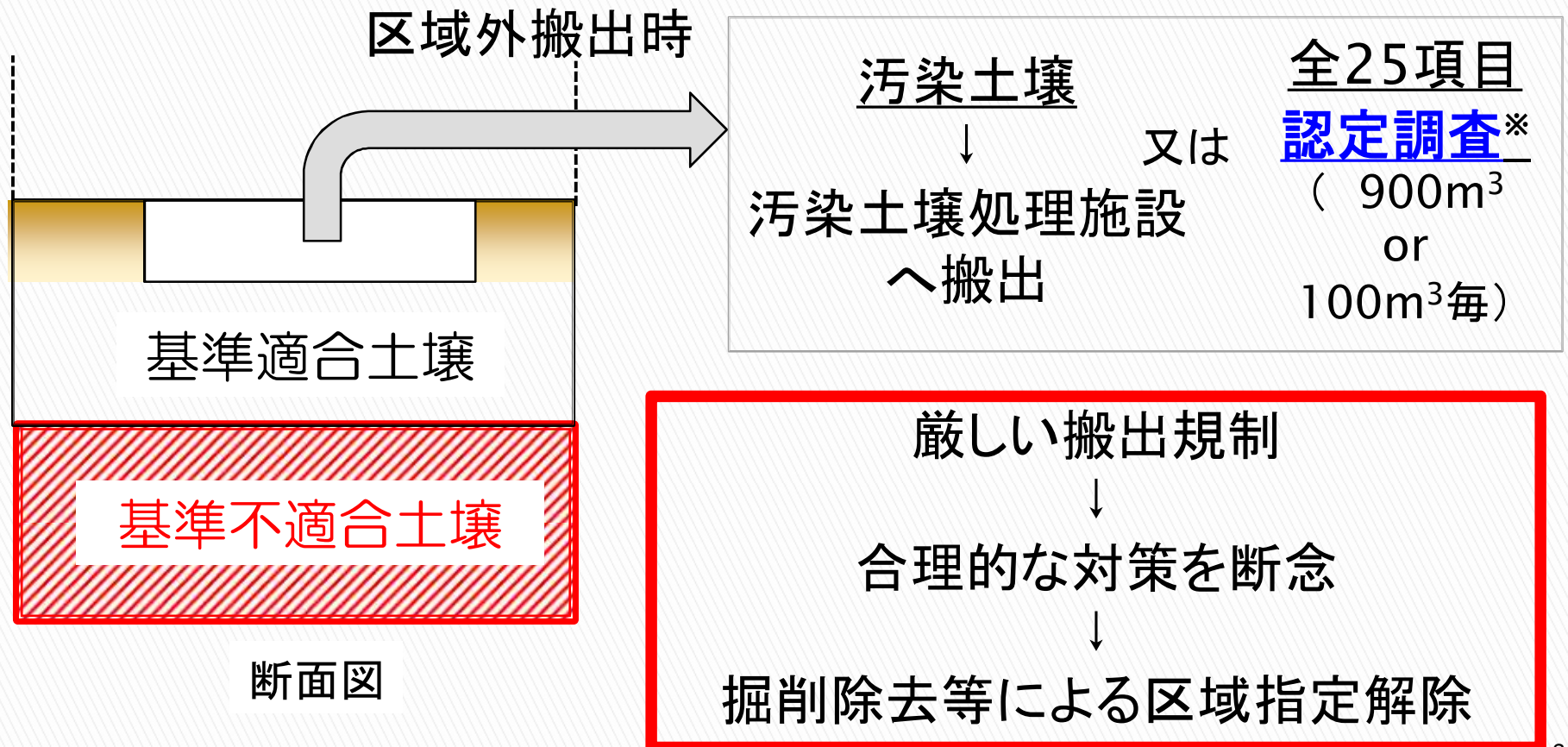


# I-1 深度方向の汚染状況を考慮した土壌の搬出

## 【現状・課題】

### 基準適合土壌を搬出する場合(事例)

例えば、ライフラインを埋設する深度のみ、土壌入替を行った区域





## 提案事項（I-1）

① 認定時地歴調査により、基準適合と認められる深度(範囲)の土壌は認定土壌とする。

(ボーリングによる深度方向調査等により基準適合深度が確定しており、その後の汚染のおそれなし(分別管理されている等))

② 認定調査における調査対象項目

「概ね全25項目」 ⇒ 「区域指定項目のみ」とする。

③ 「認定調査基準」と一般社団法人土壌環境センター第一号技術標準による「埋め戻し土壌の品質管理指針」を統合する。

## I - 2 自然由来・埋立由来基準不適合土壌の有効利用

### 【現状・課題】

- 海防法により海面埋立材へ有効利用できる土壌であっても、土壌汚染対策法では汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。
- 自然由来基準不適合土壌は、有害物質の濃度が比較的低く、また、地域に広く分布するものであるにも関わらず、土壌汚染対策法では汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。

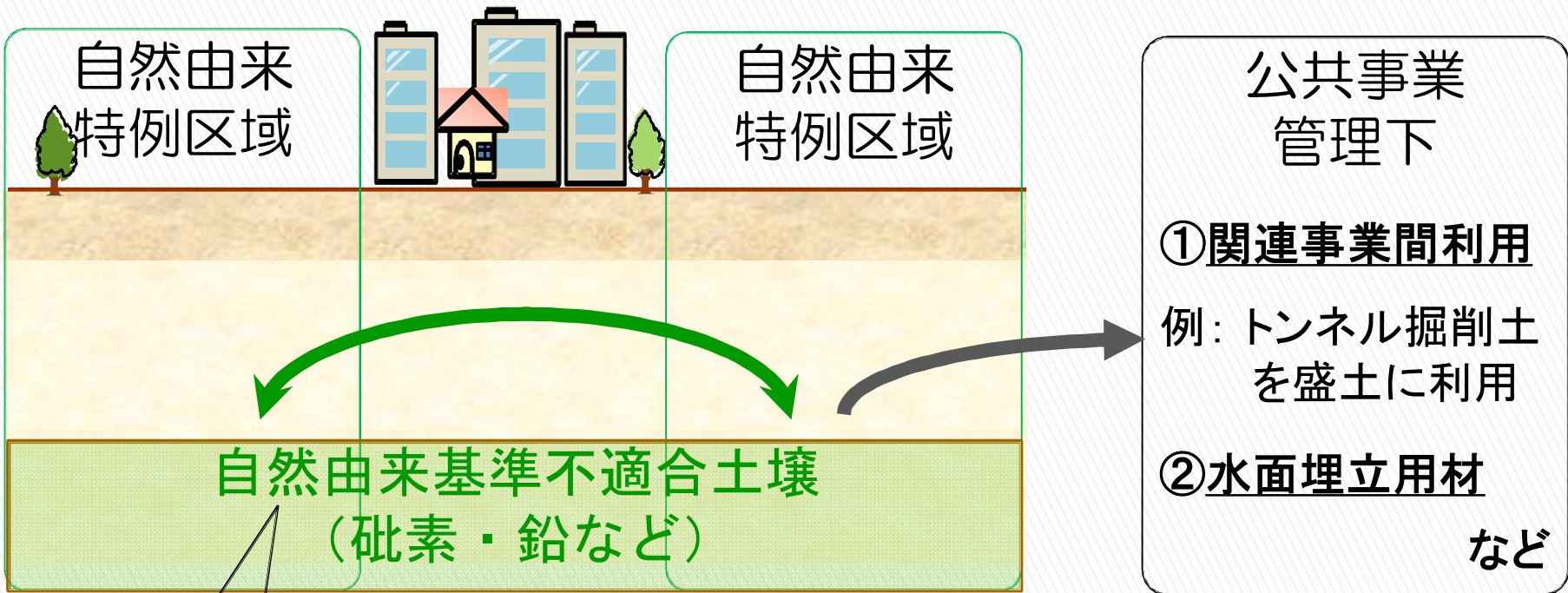
## 提案事項（I-2①）

### ① 自然由来基準不適合土壌

ア. 自然由来基準不適合土壌により盛土や埋立てを行った土地で、一様に同様の汚染が広がっている場合は、自然由来特例区域の対象とする。

イ. 自然由来特例区域間（同一地層、かつ同様の汚染状態の土壌に限る）の移動を可能とする。

ウ. 公共事業等の管理下での活用を可能とする。



**【現在】**

搬出する場合は、  
汚染土壌処理施設  
で処理



**【今後】**

同一地層、かつ同様の汚染状態  
の自然由来特例区域間につい  
て、土壌の移動可能

公共事業等の管理下での活用  
(一定のルールのもとでの利用)

## 提案事項（I-2②）

### ② 埋立由来基準不適合土壌

ア．昭和52年以前の水面埋め立てであっても、専ら埋立材による汚染である場合は、埋立地特例区域の対象とする。

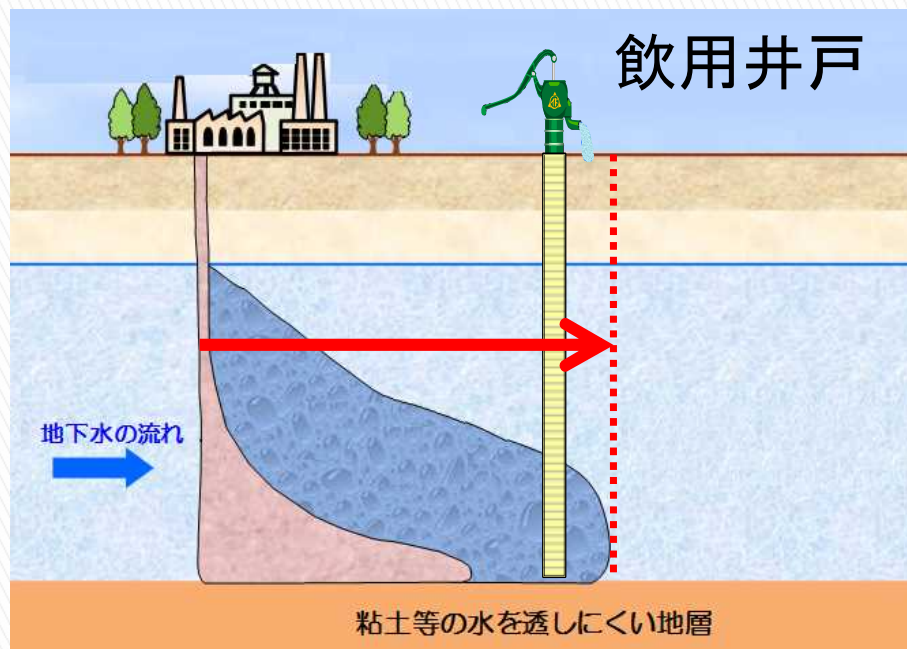
イ．埋立地特例区域間（同一港湾内、かつ同様の汚染状態の土壌に限る）の移動を可能とする。

ウ．海面埋立材への使用等の公共事業等の管理下での活用を可能とする。

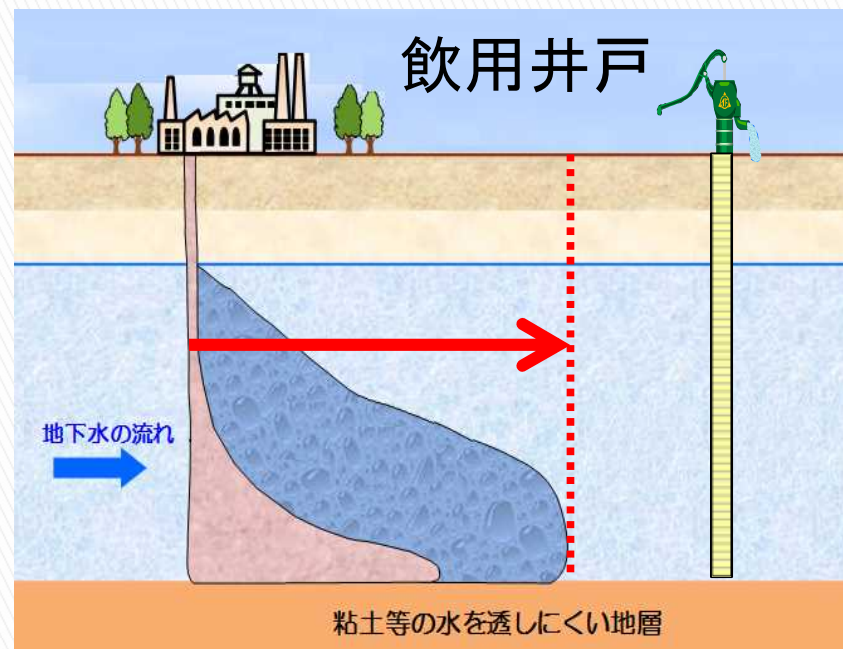
## Ⅱ 確実に土壌汚染対策を実施する ための規定の明確化

# Ⅱ - 1 飲用井戸の定義の明確化 飲用井戸を把握する仕組みの構築

要措置区域の指定要件として重要な飲用井戸



要措置区域



形質変更時要届出区域

矢印: 土壤中の有害物質が地下水の流れによって到達し得る範囲

## 【現状・課題】

- 飲用井戸の所在を把握する現実的な仕組みがない
- 飲用井戸の定義が不明確

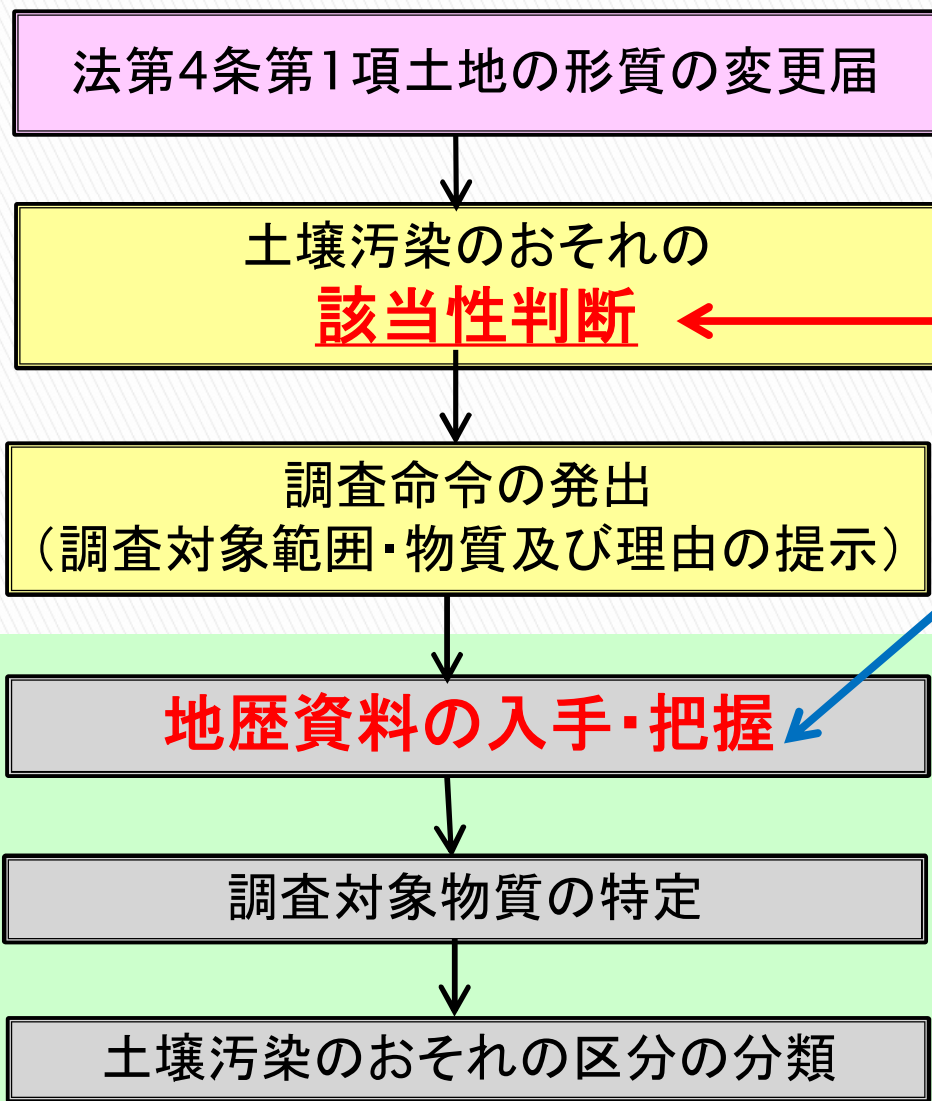
⇒ 自治体による把握に限界がある。

## 提案事項（Ⅱ-1）

- ① 飲用井戸の所在を把握する仕組みを構築する。  
【例】飲用井戸の届出制度を構築する。
- ② 「要措置区域の指定要件となる飲用井戸」の定義を明確化する。  
【例】飲用となる用途の範囲やその利用頻度等



## Ⅱ-2 届出者による地歴調査の義務化(法第4条関係)



一般公表資料	地図資料 (地形図、航空写真、住宅地図)
公的届出資料	登記簿謄本
	法・条例に基づく届出書 (水質汚濁防止法や過去の届出等)
私的資料	事業場内部資料 (社史、事業場配置図、MSDSなど)
	過去に行った土壤汚染状況調査結果(自主的なもの)
聴取調査 現地調査	ヒアリング資料、現地写真

**公的資料のみでは正しく該当性判断をすることができない。**

## 条例等で命令前に地歴調査の報告を求めている自治体

- ① 条例制度があり、届出者に地歴調査を義務付けている自治体
  - ② 要綱等により、届出者に地歴調査を義務付けている自治体
- その他、法の手続上で届出記載例、留意事項として地歴調査を求めている自治体

### 【現状・課題】

- 多くの自治体で、条例制度や要綱により、地歴調査の報告を求めることで、運用が可能となっている状況

## 提案事項（Ⅱ-2）

- 指定調査機関による地歴資料の入手・把握（私的資料等含め）



「法第4条第1項土地の形質の変更届」と一体として報告

法第4条第1項土地の形質の変更届

地歴資料の入手・把握

↓  
土壤汚染のおそれの  
該当性判断

↓  
調査命令の発出

↓  
地歴資料の入手・把握

↓  
調査対象物質の特定

↓  
土壤汚染のおそれの区分

## Ⅱ－３ 指示措置に対する実施計画、 措置完了報告書の提出義務化

### 【現状・課題】

- 要措置区域の指示措置に対して、計画書の提出義務が無いため、事前に施工内容の確認・指導ができない。(都では、運用により、法第12条と同様の様式で受理)
- 対策深度を確定するための詳細調査は、指定調査機関が行わなくとも良い規定となっている。
- 措置完了報告書の提出義務の規定がない。  
(都では、措置完了時・指定解除時に、完了報告書を受理)
- 措置完了報告時の必要要件が不明確であるため、提出時に、添付資料や写真等により、措置が確実に実施されたかを確認できないなどトラブルが生じる。

## 提案事項（Ⅱ-3）

- 要措置区域の指示措置に対する実施計画の提出を規定する。
- 要措置区域の措置後及び区域の指定解除申請に必要な事項として、以下①～④を規定する。
  - ① 詳細調査（深度方向調査）は、指定調査機関が実施
  - ② 要措置区域における措置実施後は、措置完了報告書を提出
  - ③ 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定解除申請時は、措置完了報告書を提出
  - ④ 措置完了報告書に必要な添付資料（完了確認の要件）

以上で説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。